慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	明治五年・深津県足守村騒擾事件小考
Sub Title	A study on sedition in Fukatsu Prefecture, 1872
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1989
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.62, No.6 (1989. 6) ,p.1- 16
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19890628-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治五年・深津県足守村騒擾事件小考

手塚　豊

一　はしがき
二　事件の概況
三　裁判の経過と、その結末
四　むすび

一　はしがき

元岡山県賀陽郡足守村は[1]、いまは岡山市に編入されているが[2]、徳川時代から明治初期にかけての頃には、足守藩の陣屋町であった。同藩は二万五千石の小藩で、最後の藩主は木下備中守利恭であった[3]。明治四年七月の廃藩置県で足守藩は足守県となり、さらに同年十一月、近隣九県と合併して深津県となった[4]。当初、県庁は浅口郡玉島村に予定されたが、地理的条件が悪いので、小田郡笠岡村に置かれたという[5]。そして権令として矢野光儀が、十一月十五日に任命された[6]。

明治五年四月八日、この深津県足守村において、小暴動事件が発生した。文献におけるこの事件の初見は、私の知る限りにおいて、昭和六年出版の土屋喬雄、小野道雄共編「明治初年農民騒擾録」の次の記述である。(7)

○明治五年四月賀陽郡足守町近村騒擾（太政類典）

明治五年四月八日夜八時頃、深津県下備中賀陽郡足守町商藤田林蔵宅へ近傍村民聚集、乱暴、居宅什物を破却した趣を聞き、折柄堤防巡回のため最寄に止宿中の県官員出張し、旧官員四五名と協力し、五名捕縛した処、其儘鎮定した。原因に関しては史料に記す所がない。

この記述の出典は、そこに明記されているごとく、次の「太政類典」の記事である。(8)

深津県下足守町近傍村民動揺

深津県届

当県下備中賀陽郡足守町商藤田林蔵宅へ去ル八日夜八字頃近傍村民相聚乱暴ニ及ヒ居宅什物破却イタシ候趣ニ付当県官員堤防巡回中最寄ニ止宿罷在候折柄早速其場へ出張旧官員四五名ト協力取押へ差向五名捕縛イタシ候処其儘鎮定仕候此段御届申上候以上

四月十七日　県

昭和十一年出版の「全農岡山闘争史」は、この「太政類典」の記事を四行に要約して掲載している。(9)

昭和十七年、岡山県立図書館所蔵の「小田県史」（写本）が覆刻された。(10) 深津県は事件直後の六月七日に小田県と改名されたのである。(11) この「小田県史」には勿論、前掲「太政類典」所引の深津県届が収録されているが、その届の前に、次のような前文が附いている。(12)

○賀陽郡足守村暴挙

明治五年壬申四月八日管内備中国賀陽郡足守村米商藤田林蔵ナル者嘗テ近傍小民ノ妬忌スル所トナル此夜多人数同人宅ヱ乱入居宅什物ヲ破毀ス折節堤防巡回富田少属該村ヘ宿泊スルヲ以テ直チニ旧足守県庁ヱ達シ鎮撫方及協議夫々手当兇徒数名縛ニ就クヲ以テ忽散乱鎮定ニ及フト雖モ捕縛ノ罪囚モ有之ニ付同拾七日史官並大蔵省ヱ届出左ニ

この深津県届をふくむ「小田県史」の説明が、これまでのところ、足守村騒動に関する唯一の概説記事であって、昭和五十三年に出版された長光徳和編「備前備中美作百姓一揆史料」第五巻には、この記事がそのまま収録されている。[13]

要するに足守村騒擾事件は、単に岡山県地方のみならず、[14]中央の学界でも、その存在は知られているが、[15]その内容については前掲「小田県史」の説明があるのみであって、史学者による研究は、全く皆無であるとみていい。

私は数年前、この事件に関する若干の裁判史料が旧司法省保管文書中に存在することを知った。[16]本稿は、この史料を中心にして事件の概況を考察したものである。未熟な拙稿ではあるが、大方の御示教が得られれば、寔に幸である。

(1) 「深津県届」（明治五年四月十七日）では「足守町」（本稿二頁参照）、「小田県史」では「足守村」（本稿二頁参照）となっているが、本稿では「足守村」に統一して呼称する。

(2) 岡山市足守である。

(3) 「頭要職務補任録」上・明治三十五年・四五二頁。

(4) 「明治政覧」中編・明治十六年・二一九頁（昭和五十一年版）。

(5) 谷口澄夫「岡山県の歴史」・昭和四十五年・一五四頁。

(6) 前掲「頭要職務補任録」上・五五三頁。

(7) 土屋喬雄、小野道雄編「明治初年農民騒擾録」昭和六年・三三九頁。

(8) 「太政類典」第二編第百四十八巻保民十七警察五。この記事は「公文録自辛未至明治六年」壬申四月諸県伺中の「深津県商藤田林蔵宅へ村民乱暴届」の転記である。

(9) 全国農民組合岡山県連合会編「全農岡山闘争史・附岡山県百姓一揆覚書」・昭和十一年・附四八頁。

(10) 岡山県立図書館所蔵の「小田県史」（写本）（明治七年、太政官の命により各県が正院へ提出した県史の副本。提出された正本は、後ちに内閣文庫所蔵の「府県史料」の一部となる）は、昭和十七年に県史編さん室によって印刷されたが、昭和四十六年、吉備文書研究会によってさらに覆刻版が出版された。

(11) 註4に同じ。

(12) 前掲「小田県史」・昭和四十六年版・二四四頁。

(13) 長光徳和編「備前備中美作百姓一揆史料」第五巻・昭和五十三年・二二六〇頁。

(14) 例えば「岡山県一揆年表」・「吉備地方史月報」第六号・昭和二十八年・二二頁、谷口・前掲「岡山県の歴史」・一五七頁の一揆年表などには、足守村騒動の記事がある。また岡山大学教育学部社会科教室編「陣屋町の研究」（地域研究シリーズ第五）・昭和三十六年・一四六頁には「鍋屋騒動」として前掲「明治初年農民騒擾録」の記事が数行に要約して引用されている。「鍋屋」は、藤田林蔵家の屋号であった（前掲「備前備中美作百姓一揆史料」第五巻・二二六一頁註2・参照）。

(15) 例えば青木恵一郎「明治初年から六年までの農民騒動一覧表」・「日本農民運動史」第二巻・昭和三十三年・二六頁、青木虹二「明治農民騒擾年表」・「明治農民騒擾の年次的研究」・「昭和四十二年・三七頁、青木虹二「百姓一揆綜合年表」・昭和四十六年・三四八頁などに、足守村騒動は挙示されている。

(16) 法務図書館蔵「小田県伺備中国賀陽郡足守村農中田精治（ママ）郎外四名兇徒ヲ聚衆シ村市ヲ毀壊セシ件」・「諸県口書」・明治六年・賊盗第六八四号。この文書の内容は各被告の口書を添えた小田県伺と、それに対する司法省指令である。

二　事件の概況

この事件の首謀は、足守村の農業中田清次郎で、同村の農業安藤恒蔵と謀って決起を計画し、且つ実行したのであるが、彼等二名と、それに同調して乱暴を働いた者の内、川田浅右衛門、沼本広吉、平田清平の三名をふくむ合計五名の者が、処罰の対象とされた。彼等の「口書」[1]によって、事件の概況を考察したい。

中田清次郎は、事の発端を、次のように述べている。[2]

当三月（明治五年――手塚註）中頃より銀札相場狂ヒ諸色高価就而者賃請等ニ至迄歩割増取引ニ相成小間居候もの一同難渋仕罷在候右者元来長立藤田林蔵[3]抔専ら不当之取引致由ニ而村中ハ勿論近辺迄無何ト同人儀ヲ致非儀候折柄同四月七日恒蔵方江立寄銀札立狂ヒ迷惑之訳倶々歎息仕銀札立直ル手段有之間敷哉ト互ニ噺合私ヨリ今爰ニ而村中人気ヲ為動騒キ立候姿ニ相見せ候得者林蔵

如キノ類恐縮いたし不当之取引茂相止メ然而ハ諸物価立直リ可申と存候得共指向人数相集メ候策も無之と相嘶候

中田は物価騰貴の原因は、藤田のごとき富豪の「不当之取引」にあると推測し、村中で騒ぎを起せば彼等の反省を促し、物価は平静に戻るものと考え、多人数を集める方策を、安藤に問いかけたのである。

安藤恒蔵はかねてから藤田に私怨を抱いていた。安藤はその「口書」において、その理由を縷々述べているが、要するに彼は他よりの借金が支払不能で困窮、再三、別人から借りつないでいたが、実家から借りて担保にした田畑も結局債権の肩代りをした藤田の所有に帰したため、彼は藤田に対しはげしい敵意を持つに至ったようである。(4) そうした折に、中田から藤田攻撃の話をもちかけられたので、早速に同意したのである。その模様を、安藤は次のように述べている。(5)

当四月七日朝村内清次郎罷越……同人申ニ者甚不宜事ニ者候得共小前一同之為メ今爰ニ而村中人気ヲ為動騒立候姿相見セ候得者林蔵如キ之類狼狽恐縮いたし銀札取引茂正路ニ立戻リ然而者物価も立直り可申乍併人気騒立ツ策無之と申ニ付速ニ同心之旨申答

そして、人集めの方策として、安藤が中田に示した策は、町内各所に「大悪人征伐」という張紙をし、さらに早鐘を打って村民の決起を促すことであった。(6)

かくして七日深更、中田と安藤は、足守村魚ノ棚角、同所川面、大井村常夜燈の三カ所に張紙をした。(7) 翌八日朝から、安藤が町内の噂を聞いて廻ったところ、町内の人気が盛りあがっているのを知った。(8) 藤田林蔵に対する反感は、前掲の中田談にもあるごとく、単に中田、安藤のみならず、多くの住民の共通の意識であり、それがため中田、安藤の呼びかけが共感を呼んだものと思われる。

同日夜、中田は安藤との約束に従い、早鐘を打つため、天沢寺庵へ赴いた。(9) 安藤は川原町平田清平宅を訪れ、彼等の企図を話して同意を得、平田を天沢寺庵へ赴かせ、自分は自宅へ戻った。(10)

天沢寺庵についた中田は、撞木がみつからないのでまごついているとき、清平がかけつけたので、その助けを得て撞木を拵えて鐘をついた。[11] 近傍の人々が六十人ほど集ってきたので、中田は「大悪人今宵征伐の相図」であることを告げた。[12]

自宅へ戻った安藤は、「身拵」をして出掛けようとしたが、鐘の音を聞いておびえた子供達が「取縋り動シ不申無拠見合」せ、遂に外出しなかったという。[13] 実際にそうであったのか、それとも実行行為に参加しない彼の弁解であったのか、その辺の真相はわからない。

天沢寺庵に集った群衆が、七、八十人ほどに達したとき、中田は一同に向って「藤田林蔵ニ付一同同家江押掛右不当之取引致段及応接」、もしも相手が「謝罪候ハ、速ニ退散可致万一聞入不申節ハ狼藉ニ可及旨申怯スベく勿論機ニ乗ジ金銀雑物等掠奪有之候而者不相済互ニ飢渇ヲ凌度迄ニ候間決而心得違無之様致度旨」を申渡したという。[14] 暴行掠奪は行わず、ただ嚇すのみが目的であったという中田の言が、真実であったのか、それとも後ちの法廷における彼の弁解であったのか、その辺のところは、何ともわからない。

かくして一行は、天沢寺庵を出発した。中田は「老足」のため後より随行した。[15] 途中、足守上下その他の近村からの参加者が続々と増して、遂に数百人に達したという。[16]

川田浅右衛門の場合は、早鐘を聞いて外出したところ「川上より多人数相成り一同出ヨ〳〵出ザル者ハ其家ヲ毀ツト申ニ付不取敢」参加したという。[17]

また沼本広吉はやはり早鐘を聞いて外出、折柄「奥筋ヨリ多勢押寄候様子ニ而火事〳〵と申ニ付何心ナク四尺之棒ヲ持出只々多勢ニ附随ひ参り候」と述べている。[18]

藤田林蔵宅に到着した一行は、何の談判もすることなく、いきなり乱暴行為が始まったようである。中田は「兼而之約束ニ違聊押方茂不致意外之乱暴相働驚恐入候得共最早指留方茂無之其儘罷帰リ候」と述べている。[19] 彼はその後の

行動には加わらず、帰宅したようである。

この藤田宅襲撃そしてその後の状況を、川田は次のように述べている。[20]

藤田林蔵酒肆既ニ乱暴致シ同人本宅江打掛リ居候ニ付罷越外囲腰板塀覆窓格子等ヲ打毀キ候連中ニ加リ働居候砌御役人御出張ト申者有之ニ付早々逃出シ川崎町[21]小西屋之表多人数屯集致居候所江罷越…一同板橋之下ニ火ヲ焚居候場所江参リ人数一緒とナリ夫より大井町[22]関卯助宅前[23]江罷越候処同家より酒飯等指出候折柄何レよりか塊ヲ表之戸江投付候より一同勢ニ乗ジ乱暴相働又々御役人御出張ニ付一同逃去私者帰宅仕候

さらにまた、沼本はそのときの様子を次のごとく述べている。[24]

足守町藤田林蔵宅ヲ打毀チ候趣ニ付不取敢右様ニ而所々打敲キ且毀居候処御役人御出張ト承リ早々逃去川崎町小西屋之表江人数屯集火ヲ焚罷在候処江囚人両人計り送られ候ヲ見請ケロ々可取返抔ト仇口申居候折柄岡野屋精平[25]と申もの参リ何分一同相談可申藤田林蔵方に而御召捕ニ相成候両人ハ村下ケニ茂相成候様精々相歎キ可申と申罷帰り候節浅右衛門上江アガリ可申と声を掛ケ一同大井町江罷越関卯助宅ニ而聊乱暴仕又々御役人御出張之由ニ而逃去右岡野屋清平江罷越前條之囚人者如何相成候哉及押方候処村役人手通リニ御下ケニ可相成運ヒニ相成居候処又候大井町乱暴致候而者御下ケニ相成召捕と被存候得共同宿二葉屋江同道庄屋共江対談可致旨申候ニ付罷越候処未タ庄屋不罷出由ニ付精平へ厳敷及談判候処江御役人御入ニ相成私共ハ裏へ駈出板塀ヲ越逃去罷帰リ申候其場ニ居合候もの之内同町森安谷五郎外弐人御召捕ニ相成候由

これら川田、沼本両名の言により、襲撃されて被害をうけたのは、藤田宅のみならず大井町関卯助方もまた同様であったこと、平田清平はリーダーの役割を果し、藤田宅附近で捕えられた二名の者の処置についての役人との交渉の任にも当り、彼等を村預りにすることあるいは庄屋との対談にもちこむように奔走していたこと、さらに関宅襲撃後、森安谷五郎他二名が捕えられたことなどが判明する。しかし、逮捕されたという五名の内、森安を除く他の者の氏名は明らかでない。なお、処罰をうけた者の中に森安はいないから、後ちに微罪として釈放されたのであろう。この点は、他の四名も同様であったと思われる。[26]

また、川田、沼本両名の言に「御役人御出張」とあるのは、事件当時、堤防巡回のためたまたま足守村に宿泊していた小田県の「富田少属」（富田貫、租税掛）[27]と、彼の要請で応援した旧足守県庁の役人であった。[28]

中田清次郎が安藤恒蔵に相談をもちかけたのは四月七日、騒ぎは翌八日の夜、寔にあわただしい出来事であった。

(1) 前掲「備中国賀陽郡足守村安藤恒蔵外四人妄動事件口書」（本稿四頁註16・参照）において、各被告の「口書」は、個人別に独立の文書にはなっていない。しかし、「此段恒蔵申上候」あるいは「清次郎申上候」という書出しで、実際にはそれぞれ区別されている。従って本稿では、各人の部分を「恒蔵口書」、「清次郎口書」、「精平口書」、「浅右衛門口書」、「広吉口書」という仮称を附して引用する。

(2) 「清次郎口書」。中田清次郎は「高壱石八斗三升所持家内五人暮農業」であった（前掲書）。

(3) 藤田林蔵は土地の素封家、明治二十年現在の土地所有八十八町余、年収千二百三十円であったという（前掲「備前備中美作百姓一揆史料」第五巻・二二六一頁註2・参照）。明治二十八年出版の「大日本紳士鑑」にも「足守村　藤田林蔵」として収録されている（八〇四頁）。ところが、明治二十二年出版の「帝国名誉録」には「足守村字上足守　藤田和平治」という記載がある（七二八頁）。林蔵と和平治は同一人物か否か、岡山地方郷土史家の御示教を得たい。

(4)(5) 「恒蔵口書」。安藤恒蔵は「無高家内三人暮田畑弐反斗預り作致農間ニ者村用飛脚」であった（前掲書）。

(6)(7) 前掲「恒蔵口書」、前掲「清次郎口書」。

(8) 前掲「恒蔵口書」。

(9) 前掲「清次郎口書」、前掲「恒蔵口書」。

(10) 前掲「恒蔵口書」。

(11) 前掲「清次郎口書」、「精平口書」。平田精平は「無高ニ而家内五人暮小商内渡世」であった（前掲書）。

(12) 前掲「清次郎口書」。

(13) 前掲「恒蔵口書」。

(14)(15)(16) 前掲「清次郎口書」。

(17) 「浅右衛門口書」。川田浅右衛門は「高弐斗所持家内三人暮」であった（前掲書）。

(18) 「広告口書」。沼本広告は「飼鳥並古着商ヒ渡世」であった（前掲書）。

(19) 前掲「清次郎口書」。
(20) 前掲「浅右衛門口書」。
(21) 川崎町というのは、足守村の中の一つの町名と思われる。
(22) 賀陽郡大井村。現在の岡山市大井である。
(23) 関卯助は土地の素封家と思われる。前掲「帝国名誉録」（明治二十二年）には「大井村字大井　関唯助」（七二八頁）、前掲「大日本紳士鑑」（明治二十八年）にも「大井村　関唯助」とある（八〇四頁）。唯助は卯助の相続人であろう。
(24) 前掲「広吉口書」。
(25) 岡野屋精平は、平田清平と同一人物と思われる。司法省宛小田県伺では「平田清平」（本稿一一頁参照）、彼の「口書」では「精平」となっている。
(26) 処罰をうけた中田他四名の内、現場へ行かなかった安藤恒蔵は別として、他の四名も騒ぎの後、一応自宅へ帰っており（前掲「清次郎口書」、前掲「精平口書」、前掲「浅右衛門口書」、前掲「広吉口書」）、現場で逮捕されたものはいない。
(27) 明治六年九月「小田県官員録」・二枚裏。この史料は、岡山県総合文化センター郷土資料室桑田康信氏から提供されたものである。その学恩を謝す。
(28) 前掲「小田県史」・前掲「備前備中美作百姓一揆史料」第五巻・二二六〇頁（なお本稿二頁参照）。

三　裁判の経過と、その結末

この事件の発生した明治五年四月当時の深津県の警察、裁判機構は明確にはわからない。しかし、深津県に刑法課という機構が存在したことは確認できる。[1] この刑法課が警察、裁判を所管していたものと思われる。そして事件後、関係者の逮捕は、この刑法課の官員によって行われたのであろう。

関係被告の入牢日は、後掲の小田県伺に明記されているごとく、中田と沼本が四月二十四日、安藤、川田は同月二十六日、平田は同月二十九日である。彼等は事件後、半月以上を経過してから逮捕されたことがわかる。

相当多数の関係者が逮捕され、取調をうけたものと思われるが、残念ながら詳しい事情は全くわからない。

関係者の裁判がすでに開始されたと思われる同年六月七日、前述のごとく深津県は小田県と改称された。この小田県では、翌六年九月現在で聴訟課の存在が確認できる。[2] これは深津県刑法課の後身と思われるが、いつ名称あるいは機構の変更があったかはわからない。したがってこの事件の裁判が、小田県の刑法課で行われたのか、それとも聴訟課で行われたのか、その辺の事情は不明である。

それはともかく、同年九月、小田県は関係者の量刑を定め、司法省へ伺い出た。次の通りである。[3]

当県支配所備中国賀陽郡足守村農中田清次郎外四人吟味仕候処左之通

申四月廿四日入牢　　備中国賀陽郡足守村農　中田清次郎　申五十七歳

右清次郎儀同村商藤田林蔵金銭取引不正之廉有之ト疑念ヲ生シ人心ヲ鼓動シ同人ヲ圧倒センコトヲ同村恒蔵ニ申談候処同人ハ別テ林蔵ニ私怨有之趣ニテ右衆ヲ集ルノ計策相授ケ倶々張紙致シ置翌日早鐘ヲ撞立候節一番ニ罷越遂ニ林蔵外二戸家屋家財等毀壊スルニ至リ候始末不届至極ニ付絞罪可申付哉

申四月廿六日入牢　　同郡同村農　安藤恒蔵　申五十八歳

右恒蔵儀清次郎ト互ニ造意シ張紙致シ置早鐘ヲ撞候策略ヲ清次郎清平江相授ケ当日沸騰之砌其身不携ト雖モ右始末不届至極ニ付絞罪可申付哉

申四月廿六日入牢　　同郡　大井村　商　川田　浅右衛門　申三十弐歳

右浅右衛門儀前書造意清次郎恒蔵衆ヲ聚ルニ乗シ林蔵本宅並出店之家屋ヲ毀壊シ剰江大井村関卯助方ニ及シ候始末不届ニ付准流徒役十年可申付哉

申四月廿四日入牢　　同郡　大井村　商　沼　本　広　吉　申四十一歳

右広吉儀浅右衛門同様衆之集ルニ乗シ林蔵方家屋関卯助方家財ヲ毀チ剰へ其場捕縛ノ囚人取返シテ申張候始末不届ニ付准流徒役十年可申付哉

申四月廿九日入牢　　同郡　足守村　商　平　田　清　平　申六十二歳

右清平儀造意前書恒蔵ニ同意シ早鐘ヲ撞キ衆ヲ集メ候始末不届ニ付准流徒役十年可申付哉

右之通御座候御仕置之儀別帳口書一冊相添此段相伺申候　以上

明治五年壬申九月

小田県七等出仕　益田包義
小田県権参事　森　長義
小田県権令　矢野光儀

江藤司法卿殿
福岡司法大輔殿

権令はもちろんのこと、権参事も課長職には就かないから、益田七等出仕が刑法課長あるいは聴訟課長であったものと思われる。

この小田県伺には、準拠法が明示されていない。しかし、当時の現行刑法である新律綱領を念頭においての量刑決定であったことは確実と思われる。それは「賊盗律」中の「兇徒聚衆」条の第二項の規定である。

若シ地方ノ兇荒ニ乗シ。衆ヲ聚メ。良民ヲ擾害シ。官長ヲ挾制シ。及ヒ賑貸。稍遅キニ因テ。村市ヲ槍奪シ。官廨ニ喧閙シ。及ヒ私憤ヲ懐挾シ。衆ヲ聚メテ。市ヲ罷メ。官ヲ辱ムル者。並ニ首ハ。絞。従ハ。流三等。其余ノ附随ハ。亦論スルコト勿レ。

中田と安藤は「首」として「絞」、川田ら三名は「従」として「流三等」（これは明治三年十一月十七日・太政官達「准流法」により「三等徒役十年」に換刑される）、その他の多くの関係者は、右条項の「附随ハ。亦論スルコト勿レ」で罪に問わなかったのであろう。「伺」の中に、準拠法を明示しない理由は、右の条項の中に、富豪襲撃という事実に該当する文言を見出しえないので、右の条項を準用するという意味によるものかも知れない。その理由はともあれ、罪刑法定主義を採用していない当時としては、準拠法を明示しないことが、直に違法とはいえない。

翌六年一月、司法省は次のように指令した。(4)

明治六年一月十八日（欄外書入――手塚註）

賊盗律　兇徒衆ヲ聚メ村市ヲ毀壊スル首タル者

斬罪　中田　清次郎

同上従ニ付一等ヲ減シ準流十年ノ処毀壊スルノ時ニ臨ミ家ニ居テ其事ニ与ラサルヲ以テ又一等ヲ酌減シ　安藤　恒蔵　安居(5)　金杉(6)

准流七年

同上従ニシテ情軽キ者又一等減ルノ条例ニ依リ　平田　清平　県(7)

准流七年

兇徒聚衆ノ勢ニ乗シ牆屋ヲ毀ツト雖モ浅右衛門義ハ私怨ヲ挾ミ臨時衆ヲ誘ヒ擾害ヲ卯助ガ宅ニ階シ広吉ハ囚人取返シノ義ニ付

精平ヘ厳敷談判イタシ各々主意スル所アリ尋常附和随行シテ牆屋ヲ毀ツノ比ニアラス因テ従ノ情軽キ者ニ又一等ヲ減シ

青木(8) 准流五年　　川田　浅右衛門

縣　　沼本広吉

この司法省指令は、明らかに新律綱領「賊盗律」にほぼ準拠したことを明示している。まず中田に対しては、次の「兇徒聚衆」の条の第一項をそのまま適用した。

凡兇徒。衆ヲ聚メ。村市ヲ毀壊焼亡シ。財物ヲ劫奪シ。若クハ人民ヲ殺死スル者。造意ハ。斬。従ハ。流三等。

藤田、関両家の襲撃は、「村市ヲ毀壊」したものとみなしたのである。中田はその「造意」で「斬」とした。安藤に対しては、右条項の「従」で「流三等」すなわち「准流十年」（前掲「準流法」により換刑）の筈であるが、現場へ不参加という事情を考慮、酌量してさらに一等を減じ「準流七年」としている。新律綱領には一般的な酌量減刑の規定はないから、格別の措置を採ったものといえよう。

平田に対しては「従」であるから「流三等」すなわち「准流十年」のところ「情軽キ者又一等ヲ減ス」で「准流七年」（流二等）とし、川田、沼本に対しては、さらにそれよりもなお「情軽キ者又一等ヲ減ス」で「准流五年」（流一等）としている。ところで「情軽キ者又一等ヲ減ス」という文言は、新律綱領にはどこにも見出せない。それと同じ文言は、その頃すでに成稿していた新律綱領改正案（すなわち改定律例草案）の中に存在する。

藤田弘道君の研究によると、新律綱領の改正草案には、第一次草案（明治五年八月奏進）、再校草案（同年十月十三日進呈）、改正浄書案（同年十一月二十八日再進呈）、最終案（上木案、翌六年三月九日以降）の四種があり、(9) この内、第一次草案(10)と再校草案は、(11) 藤田君自身によってその全貌が発表されているが、後ちの二草案については、まだ発表されたものがない。

前述の「情軽キ者又一等ヲ減ス」という文言は、第一次草案の第一六五条(12)（再校草案では第一六四条同文(13)）にみえてい

る。次の通りである。

第一六五条　凡多衆ヲ聚メテ訟ヲ構ヘ官ニ強逼スト雖モ良民ヲ擾害スルニ至ラサル者首ハ流三等従ハ一等ヲ減ス従ニシテ情軽キ者ハ又一等ヲ減ス

司法省はこの条文そのものを適用したわけではないが[14]、この条項末尾の立法精神を酌み、「情軽キ者ハ又一等ヲ減ス」という文言を借用、新律綱領「兇徒聚衆」の「凡兇徒。衆ヲ聚メ。村市ヲ毀壊……造意ハ。斬。従ハ。流三等」の「一等ヲ減ス」る「流二等」すなわち「准流七年」と、それよりさらに「一等ヲ減ス」る「流一等」すなわち「准流五年」を指示したものと思われる。

しかし、新律綱領の改正草案について全く不案内であったと思われる小田県の当局者は、「情軽キ者又一等ヲ減ルノ条例ニ依リ」といわれても、いかなる「条例」なのか、全くわからなかったに違いない。前述のごとく新律綱領にはそうした文言をもつ条項はないからである。とはいえ、司法省指令は絶対である。小田県では、司法省指令の内容が十分に理解できないまま、司法省指令通りの刑を、関係者に言渡したものと思われる。その正確な年月日はわからないが、おそらく明治六年の早い時期であったにちがいない。

それにしても、中田に対する斬首の模様、安藤他三名の者の徒刑服役の状況などを伝える地元の伝承あるいは故老の談話は残っていないのであろうか。郷土史家の御示教を乞う次第である。

(1)　明治五年一月、阿賀・上房郡騒動ニ関する「旧亀山県事蹟取調書」と題する一文書の中に「深津県ヨリ刑法課権大属壱名、少属出張」という記事がある（「小田県史」・前掲「備前備中美作百姓一揆史料」第五巻・一九七〇頁）。これにより刑法課の存在が確認される。

(2)　前掲「小田県官員録」（明治六年九月）・十三枚裏。

(3)(4)　前掲「備中国賀陽郡足守村農中田清治（まま）郎外四名御仕置伺書」。

(5)(6)(7)(8)　指令に関与したと思われる司法省官員の捺印である。「安居」は権少録安居雅修、「金杉」は少解部金杉恒、

「縣」は少判事県信緝、「青木」は中判事青木信寅である（明治六年一月「官員録」・一八四枚表、一九一枚裏、一八五枚裏、一八五枚表）。他に判読困難の捺印が数個ある。

(9) 藤田弘道「『公文録』所載『新律条例』考――改定律例の再校草案と覚しき文書について――」・手塚編「近代日本史の新研究」I・昭和五十六年・一六八頁。

(10) 藤田弘道「足柄裁判所旧蔵『新律条例』考――改定律例の草案と覚しき文書について――」（二）・慶大法学研究第四十六巻・三号・昭和四十八年・七四頁以下。

(11) 藤田・前掲「『公文録』所載『新律条例』考」・前掲「近代日本史の新研究」I・一二七頁以下。ここで発表されている再校草案は、正確に云えば「再校草案そのものではなく、左院の衆議を経て、太政官からさし戻され、その指示に従って、司法省が修正・追加しつゝあったもの」である由（藤田・前掲論文・一七五頁）。

(12) 藤田・前掲「足柄裁判所旧蔵『新律条例』考」・慶大法学研究第四十六巻三号・八八頁。

(13) 藤田・前掲「『公文録』所載『新律条例』考」・前掲「近代日本史の新研究」I・一四八頁。

(14) この条文は「多衆ヲ聚メテ」も「良民ヲ擾害スルニ至ラサル」場合を構成要件にしているが、中田らの行為は、藤田、関両宅を襲撃し「良民を擾害」しているから、それに適用はできない。

四　むすび

明治五年足守村騒擾事件の概況は、以上に述べた通りである。この一件は、百姓一揆としてかならずしも大規模のものではないが、農民が物価騰貴に反対し、豪農に対し打ちこわしを決行したいわゆる「世直し一揆」の典型的な一件であったことは確実である。

本稿が契機となり、将来、現地岡山地方において、おそらく埋もれているであろう多くの新史料が発掘され、この事件を巡る研究が本格的に充実、発展することを期待して筆を擱く。

（二月一日稿）

後記　本稿執筆に際し、山田忠雄氏（東海大学）、桑田康信氏（岡山県立図書館）根本敬彦君らから、史料の提供その他種々の御支援をうけた。ここに記してその学恩を謝す。